

青森県報

号外第七十六号

平成十五年
八月六日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) ……
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(健康医療課) ……
青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課) ……
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁港漁場整備課) ……
青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……
青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(警察本課) ……
	(生活安全課) ……
	(企画課) ……

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「の各号」を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県民税の配当割及び株式等譲渡所得割

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県防災会議の項中「十三人」を「十一人」に、「十四人」を「十五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第十一項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職業に就いたもの 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第十条第十三項中「又は第三号の二」を削り、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）（前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。）
- 3 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）（第十条第十一項第四号及び第十四項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第十一項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）（第十条第十一項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。）
- 4 前二項の場合において、施行日前に退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十条の規定の適用については、同条第一項中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）第一条の規定による改正前の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第二号並びに同条第三項、第五項から第十一項までの規定及び第十五項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 前三項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第十条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。
- 6 附則第二項から第四項までの規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）（附則第八条の規定による就業促進手当の支給の例により新条例第十条第十一項第四号に掲げる退職手当を支給する。この場合において、旧条例第十条第十一項第三号の二又は第四号の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。）
- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の十五」を「第五十五条の三十三」に改める。

第三条第一項中第十八号を第二十号とし、第八号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 第五十五条の二十四の規定による配当割の交付に関する事項

九 第五十五条の三十三の規定による株式等譲渡所得割の交付に関する事項

第六条第一項中「係る県民税」の下に「特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」を加える。

第十二条第二項第三号中「ものの所在地、」を「ものの所在地、配当割に係るものについては申告納入すべき日における事務所又は事業所のうち主たるものの所在地（申告納入すべき日において事務所又は事業所が所在しない場合にあつては、特定配当等の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日における住所地）、株式等譲渡所得割に係るものについては申告納入すべき日における事務所又は事業所のうち主たるものの所在地（申告納入すべき日において事務所又は事業所が所在しない場合にあつては、第三十五条第一項第七号に規定する金額の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日の属する年の一月一日における住所地）、」に改める。

第三十五条第一項中「利子割額によつて」の下に、「第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて」を加え、同項に次の二号を加える。

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

七 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下本号、第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等（第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（第五十五条の二十八及び第五十五条の二十九において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第三十五条第二項中「前項第一号」の下に、「第六号及び第七号」を加える。

第四十条中「及び利子割」を、「利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（所得割に係る配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第四十条の二 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第十五項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等

譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三十二を乗じて得た金額を、その者の第三十七条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第五十五条の七中、「昭和三十二年法律第二十六号」を削り、「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める。

第二章第一節中第五十五条の十五の次に次の十八条を加える。

(配当割の課税標準)

第五十五条の十六 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(配当割の税率)

第五十五条の十七 配当割の税率は、百分の五とする。

(配当割の徴収の方法)

第五十五条の十八 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者)

第五十五条の十九 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第七十一条の二十九に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者)とする。

(配当割の徴収時期及び申告納入)

第五十五条の二十 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した地方税法施行規則第三条の十第一項に規定する様式の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を同条第二項に規定するところにより納入しなければならない。この場合において、当該納入申告書には、同条第一項に規定する計算書を添付しなければならない。

（配当割に係る不足金額及びその延滞金の納入）

第五十五条の二十一 法第七十一条の三十二第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者は、納入すべき不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納入しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に法第七十一条の三十三第二項の規定による延滞金額を加算して納入しなければならない。

（納期限後に申告納入する配当割に係る納入金の延滞金の納入）

第五十五条の二十二 配当割の特別徴収義務者は、第五十五条の二十の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、法第七十一条の三十四第一項の規定による延滞金額を加算して納入しなければならない。

（配当割に係る納入金の過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納入）

第五十五条の二十三 法第七十一条の三十五第五項又は第七十一条の三十六第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納入しなければならない。

（配当割の市町村に対する交付）

第五十五条の二十四 県内の市町村に対し、県に納入された配当割額に相当する額に政令第九条の十八に規定する率を乗じて得た額の百分の六十八に

相当する額を法第七十一条の四十七に規定するところにより交付する。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第五十五条の二十五 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第五十五条の二十六 株式等譲渡所得割の税率は、百分の五とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第五十五条の二十七 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第五十五条の二十八 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の徴収時期及び申告納入)

第五十五条の二十九 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属す

る年の翌年の一月十日（政令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に規定する日）までに、その徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した地方税法施行規則第三条の十二第一項に規定する様式の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を同条第二項に規定するところにより納入しなければならない。この場合において、当該納入申告書には、同条第一項に規定する計算書を添付しなければならない。

（株式等譲渡所得割に係る不足金額及びその延滞金の納入）

第五十五条の三十 法第七十一条の五十二第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者は、納入すべき不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納入しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に法第七十一条の五十三第二項の規定による延滞金額を加算して納入しなければならない。

（納期限後に申告納入する株式等譲渡所得割に係る納入金の延滞金の納入）

第五十五条の三十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、第五十五条の二十九の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、法第七十一条の五十四第一項の規定による延滞金額を加算して納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割に係る納入金の過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納入）

第五十五条の三十二 法第七十一条の五十五第五項又は第七十一条の五十六第四項の規定によつて通知を受けた特別徴収義務者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の市町村に対する交付）

第五十五条の三十三 県内の市町村に対し、県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令第九条の二十二に規定する率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を法第七十一条の六十七に規定するところにより交付する。

第五十六条第一項及び第二項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第四項の規定によつて法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

2 前項の規定を適用する場合において、資本の金額又は出資金額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその事業年度開始の日から六月の期間の末日、法第七十二条の二十九第一項、法第七十二条の三十第一項又は法第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）の現況によるものとする。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の行う事業に対する事業税は、法第七十二条の二第三項に規定する個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。

第五十七条の二第一項中「ついで生ずる所得」を「帰せられる収入及び支出」に、「その所得」を「その信託財産について生ずる所得」に、「事業税を課する」を「本節の規定を適用する」に改め、「を含む」、「をいう」及び「及び外国投資信託をいう」の下に「第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 信託会社の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百二十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令第十五条の三に規定するものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の法人税法第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、本節の規定を適用する。

第五十九条を削る。

第五十八条の見出し中「課税標準の」を「事業税に係る」に改め、同条第一項中「第七十二条の十四第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第一項ただし書」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の課税標準）

第五十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額

ロ 資本割 各事業年度の資本等の金額

ハ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

二 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 各特定信託の各計算期間の所得

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額

第六十条の見出しを「（法人の事業税の税率）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十六条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二の税率を乗じて得た金額

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算

した金額の合計額

百分の十一」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五十六条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二の税率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六の税率を乗じて得た金額

ニ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

二 特別法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・五の税率を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五の税率を乗じて得た金額

三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗

じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の七・五

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の八・四
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の十一

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五の税率を乗じて得た金額とする。

第六十一条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収方法)

第六十一条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。

第六十二条の見出し中「法人事業税」を「法人の事業税」に改め、同条中「の所得及び」を「に係る所得割（第五十六条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。）及び」に、「の所得並びに清算所得」を「に係る特定信託所得割並びに清算所得に係る所得割」に、「の収入金額に係る事業税」を「に係る収入割」に改め、同条第一号中「第十一項」を「第十五項」に改める。

第六十二条第一項中「係る」の下に「付加価値額、資本等の金額、」を加える。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収猶予の申請の手続)

第六十四条 事業税の納税義務がある第五十六条第一項第一号イに掲げる法人は、当該事業税について法第七十二条の三十八の二第一項又は第六項の規定の適用を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して当該事業税の申告書を提出する際併せて知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び名称

二 法第七十二条の三十八の二第一項又は第六項の規定の適用があるべき旨

三 徴収の猶予を受けようとする金額及び期間

四 徴収の猶予を受けようとする理由

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第六十五条 削除

第六十六条中「又は法第七十二条の四十一」を「法第七十二条の四十一又は法第七十二条の四十一の二」に改める。

第六十八条中「事業税を納付すべき」を「法人の行う事業に対する事業税の」に、「事業税を納付する」を「その事業税を納付する」に改め、「おいては」の下に「当該税額に」を加え、「又は法第七十二条の五十三第一項」を削る。

第七十一条から第七十四条までを削り、第七十条を第七十四条とし、第六十九条の次に次の四条を加える。

(個人の事業税の課税標準)

第七十条 個人が行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(個人の事業税に係る区分経理の義務)

第七十一条 事業税の納税義務がある個人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の事業から生ずる所得に関する経理を当該事業ごとに区分して行わなければならない。

- 一 法第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人にあつては、当該事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分及び法第七十二条の二第七項、第八項又は第九項第六号から第二十一号までに掲げる事業とを併せ行う場合
- 二 法第七十二条の二第七項に掲げる事業と同条第八項又は第九項第六号から第二十一号までに掲げる事業とを併せ行う場合
- 三 法第七十二条の二第八項に掲げる事業と同条第九項第六号から第二十一号までに掲げる事業とを併せ行う場合
- 四 非課税事業とその他の事業とを併せ行う場合

(個人の事業税の税率)

第七十二条 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五の税率を乗じて得た金額
- 二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四の税率を乗じて得た金額
- 三 第三種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に百分の五の税率を乗じて得た金額

四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三の税率を乗じて得た金額

(個人の事業税の徴収方法)

第七十三条 個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第七十五条を次のように改める。

(納期限後に納付する個人の事業税に係る延滞金の徴収)

第七十五条 個人が行う事業に対する事業税の納税者は、納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後にその事業税を納付する
場合においては、当該税額に、法七十二條の五十三第一項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

第七十六条の七第一項中「第三項又は第四項」を「又は第三項」に改める。

第七十七条第二項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第十一項中「緑資源公団が緑資源公団
法(昭和三十一年法律第八十五号)により行う同法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年
法律第三百十号)により行う同法第十一条第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第九十三条の七第一項及び第二項に
おいて「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号イ」に改める。

第九十三条の七第一項中「土地改良区又は緑資源公団」を「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法第二十二條の四第二項」
を「独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項若しくは同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第
二十三條第二項」に改め、同條第二項中「緑資源公団法第二十二條の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項又は同法附則第八條第
二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」に改め、同條第四項中「緑資源公団」を「独立行政法人

緑資源機構」に改める。

附則第三条の二中「第五十五条の十三」の下に、「第五十五条の二十一第二項、第五十五条の二十二、第五十五条の三十第二項、第五十五条の三十一」を、「第六十八条の二」の下に、「第七十五条」を加える。

附則第三条の三第二号中「附則第四条の三」を「附則第四条の三第一項」に改め、同条第三号中「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条の三第一項」とする。

附則第四条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第四条の三第一項」とする。

附則第四条の三の次に次の二条を加える。

(個人の県民税の所得割に係る配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第四条の四 平成十七年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に係る第四十条の二の規定の適用については、同条中「百分の三十二」とあるのは、「三分の一」とする。

(県民税の配当割の税率等の特例)

第四条の五 平成十六年一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第五十五条の十七の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項の場合において、第五十五条の二十四の規定の適用については、同条中「百分の六十八」とあるのは、「三分の二」とする。

附則第五条第二項中「前条」を「附則第四条の三第一項」に改め、同条第三項中「附則第三条の三並びに」を「第四十条の二並びに附則第三条の三第一項並びに」に改め、「については」の下に、「第四十条の二中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第五条第二項」とを加え、「附則第三条の三第二号」を「附則第三条の三第一項第二号」に、「附則第四条の三」を「附則第四条の三第一項」に、「附則第三条の三第三号」を「附則第三条の三第一項第三号」に、「法附則第五条第二項」を「法附則第五条第三項」に改める。

附則第六条の三第三項第二号中「及び附則第四条の三」を「第四十条の二及び附則第四条の三第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第三号中「附則第三条の三」を「附則第三条の三第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第七条第三項第二号中「及び附則第四条の三」を「第四十条の二及び附則第四条の三第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第三号中「附則第三条の三」を「附則第三条の三第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第八条の二第六項を次のように改める。

6 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

附則第八条の二第七項第二号中「及び附則第四条の三」を「第四十条の二及び附則第四条の三第一項」に改め、「の所得割の額」と「の下に」、「第四十条の二中「同条第十五項」とあるのは「法附則第三十五条の二第七項」とを加え、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第三号中「附則第三条の三」を「附則第三条の三第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」

に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第八条の二の六を附則第八条の二の七とする。

附則第八条の二の五第二項第一号中「附則第八条の二の五第一項」を「附則第八条の二の六第一項」に改め、同項第二号中「及び附則第四条の三」を「第四十条の二及び附則第四条の三第一項」に、「附則第八条の二の五第一項」を「附則第八条の二の六第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第三号中「附則第三条の三」を「附則第三条の三第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「附則第八条の二の五第一項」を「附則第八条の二の六第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同項第四号中「附則第八条の二の五第一項」を「附則第八条の二の六第一項」に改め、同条を附則第八条の二の六とする。

附則第八条の二の四の次に次の一条を加える。

(国民税の株式等譲渡所得割の税率等の特例)

第八条の二の五 平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に行われた第三十五条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第五十五条の二十六の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項の場合において、第五十五条の三十三の規定の適用については、同条中「百分の六十八」とあるのは、「三分の二」とする。
附則第八条の五を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第八条の五 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、附則第十六条第三項中「『百分の七・五』とあるのは『百分の六・六』と、同項第三号の『とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得

百分の七・五

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得
百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額
百分の七・九

百分の六・六

百分の七・九

と、同項第三号の」と、「同項第二号中

「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」とあるのは「同項第二号イ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同号ロ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」とする。

附則第九条の三第一項に次の一号を加える。

三 平成五年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成三年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前二号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十六年度

附則第九条の三第二項中「平成十六年度分の自動車税に限り」の下に、「当該自動車が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十六年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第十二条第一項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第十六条第一項」とする。

附則第十六条第二項第一号中「附則第三条の三」を「附則第三条の三第一項」に、「附則第四条の三」を「附則第四条の三第一項」に改め、同項第

二号中「附則第三条の三第四項」を「附則第三条の三第五項」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に改め、同条第三項中「第六十条第

一項第一号中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号及び第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「」を「第六十条第一項第一号八の表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・五」と、同項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同条第四項第一号八中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同号二中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号中」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第七十七条、第九十三条の七及び附則第十二条第一項の改正規定は平成十五年十月一日から、第五十六条及び第五十七条の二の改正規定、第五十九条を削る改正規定、第五十八条の改正規定、同条を第五十九条とする改正規定、第五十七条の二の次に一条を加える改正規定、第六十条から第六十二条まで及び第六十三条第一項の改正規定、第六十四条及び第六十五条の改正規定、第六十六条及び第六十八条の改正規定、第七十一条から第七十四条までを削り、第七十条を第七十四条とし、第六十九条の次に四条を加える改正規定、第七十五条及び第七十六条の七第一項の改正規定、附則第三条の二の改正規定（「第六十八条の二」の下に、「第七十五条」を加える部分に限る。）並びに附則第八条の五、第九条の三及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十四項までの規定は平成十六年四月一日から施行する。

行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）（附則第三条の二の規定（特定配当等（地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額（同項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）に係る県民税に限る。）は、延滞金のうち平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第八条の二（第六項を除く。）及び第八条の二の六の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第八条の二（第六項を除く。）及び第八条の二の六の規定の適用については、平成十六年度分の個人の県民税に限り、改正後の条例附則第八条の二第七項第二号中「第四十条、第四十条の二」とあるのは「第四十条」と、「第四十条の二」中「同条第十五項」とあるのは「法附則第三十五条の二第七項」と、同項各号」とあるのは「同項各号」と、改正後の条例附則第八条の二の六第二項第二号中「第四十条、第四十条の二」とあるのは「第四十条」とする。

5 改正後の条例第四十条の二並びに附則第三条の三第二項、第四条の三第二項及び第八条の二第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

6 改正後の条例第四十条並びに附則第五条、第六条の三、第七条及び第十六条第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

7 改正前の青森県県税条例附則第八条の二第六項の規定は、平成十五年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合にお

いて、同項中「租税特別措置法第三十七条の十第六項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第六項」とする。

8 改正後の条例第五十五条の七の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

9 改正後の条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、施行日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

10 改正後の条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、施行日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡の対価及び同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（以下「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに施行日以後に行われる差金決済により生じた同条第三項第一号口に規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

11 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

12 改正後の条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十五年度分までの個人の事

業税については、なお従前の例による。

13 改正後の条例第七十六条の七第一項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第六条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が平成十六年四月一日以後に開始する場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第六条の規定による改正前の消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が同日前に開始した場合には、なお従前の例による。

14 改正後の条例附則第九条の三第一項及び第二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県立中央病院の項の診療科目の欄中19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 循環器科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

青森県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号。以下「法」という。）第二十一条第二項」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第二項」に改める。

第三条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」に、「法第二十一条第三項」を「独立行政法人福祉医療機構法第十二条第三項」に改める。

第四条第三項及び第十九条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十二年度から平成十四年度まで」を「平成十五年度から平成十七年度まで」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県漁港管理条例附則第四項の規定は、平成十五年四月一日以後の占用の許可に係る漁港施設占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る漁港施設占用料については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(青森県営住宅条例の一部改正)

第一条 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表白山台団地の項中「八戸市大字沢里」を「八戸市北白山台四丁目」に改める。

(青森県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表白山台団地の項中「八戸市大字沢里」を「八戸市北白山台四丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年八月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成七年十月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び法第七条第四項」を、「法第七条第四項」に改め、「書換え」の下に「並びに法第二十一条の五第一項及び第二十一条の六第一項の規定による古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定」を加える。

第一条に次の一号を加える。

四 法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定による古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定を受けようとする者

古物競りあつせん業務実施方法認定申請手数料 一万七千円

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭